

広島市水道局週休2日交替制工事試行要領
(土木工事及び配管工事) (R7.2)

Q & A

令和7年2月

目次

Q 1	月単位とはなにか。.....	1
Q 2	月単位の交替制とはなにか。.....	1
Q 3	通期の交替制とはなにか。.....	1
Q 4	対象期間はどの期間なのか。.....	1
Q 5	対象者とは誰のことか。.....	3
Q 6	休日率の算定方法はどのようにするのか。.....	3
Q 7	どのような場合に交替制工事とするのか。.....	4
Q 8	交替制を希望する場合の工事打合せ簿にはなにを記載するのか。.....	4
Q 9	施工計画書にはどのようなことを書くのか。.....	4
Q 10	当初から「月単位」ではなく「通期」として実施してもよいのか。.....	4
Q 11	休日率の確認はどのように行うのか。.....	5
Q 12	現場閉所日（休工）はどう扱うのか。.....	5
Q 13	工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。.....	5
Q 14	必ず設計変更するのか。.....	5
Q 15	設計変更すると減額となるのか。.....	6
Q 16	複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。.....	6
Q 17	最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。...	6
Q 18	市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。.....	6
Q 19	仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。.....	6
Q 20	水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。.....	7
Q 21	労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。.....	7
Q 22	見積りは補正対象となるのか。.....	7
Q 23	「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。.....	7
Q 24	災害や事故等により行った工事現場での作業は補正係数の対象となるか。...	7
Q 25	休日率達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。.....	8
Q 26	交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。.....	8
Q 27	アンケートの提出は必須ではないのか。.....	8
Q 28	評定の対象とならないものとはなにか。.....	9
Q 29	「週休2日交替制工事成績証明書」は必ず発行するのか。.....	9
Q 30	「交替制」と「週休2日」の違いはなにか。.....	10

(定義) 第2条関係

Q 1 月単位とはなにか。

A 1 週休2日交替制（以下「交替制」という。）における月単位とは、実際の暦月とは違い、工事着手日から起算して工事完了日の2日後までの期間を28日ごとに分けた期間のことをいいます。

また、対象工事における月単位は従事期間に関わらず全対象者共通とします。

なお、工事完了日や一時中止等の関係で28日に満たない期間も月単位として扱いますが、対象日数が14日未満となる対象者の月単位は対象外とします。

Q 2 月単位の交替制とはなにか。

A 2 対象者が交替しながら休日取得し、全ての月単位の休日率が28.5%以上となるよう休日を確保する取り組みです。

すべての月単位における休日率が28.5%以上の場合に月単位の交替制が達成されたものとします。

Q 3 通期の交替制とはなにか。

A 3 月単位の交替制が達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体（A4の対象外期間を除く期間）の休日率が28.5%以上となるよう休日を確保する取り組みです。

対象者の対象期間全体での休日率が28.5%以上の場合に通期の交替制が達成されたものとします。

Q 4 対象期間はどの期間なのか。

A 4 対象者ごとの現場従事開始日から現場従事完了日の2日後までの期間のうち、次の期間を除いた期間です。

なお、施工体制台帳に記載されている工期外を対象期間とすることはできません。

【対象外期間】

- ①年未年始休暇6日間（12月29日から1月3日（変更可））
夏期休暇3日間（8月13日から8月15日（変更可））
- ②工場製作のみを実施している期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④災害時の緊急対応等により休工となる期間
- ⑤連続7日以上現場従事しない期間（①～④の期間を含む場合はその日数を除く。）
- ⑥月単位の現場従事期間が14日間未満の月単位（休日含む。①～④の期間を含む場合はその日数を除く。）

※従事完了日後の2日間は対象期間の休日取得日とします。

(例)

工事着手日： 2024/11/25 工事完了日： 2025/2/10

作業日・休日		対象外期間	
作業： 従事日	夏休： 夏季休暇	夏正： 年未年始休暇	中止： 一時中止期間・工場製作のみ期間
休日： 休暇取得日	×	×	×

月単位の休日確保	達成
通期の休日確保	達成
通期の休日率	34.4%

※月単位の対象日が14日未満の者は対象外とする。
休日率 = 対象者ごとの(休日数÷対象日数) (%)の合算 ÷ 対象者数

1 期 間 目 録	第1週							第2週							第3週							第4週							実績			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象日数	休日数		
月	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	28	8			
日	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22				
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
対象者名	祝祭日 着手日 対象外期間直前の従事日後2日は休日取得日とする 7日以上従事していないので対象外																															
作業員A	作業	作業	作業	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	作業	作業	作業	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	8			
作業員B	作業	作業	作業	休日	休日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	12	4	
作業員C																													18	6		
作業員D																													10	2		
2 期 間 目 録	第1週							第2週							第3週							第4週							実績			
月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	8			
日	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19				
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
対象者名	祝祭日 元日 年未年始は対象外期間 成人の日																															
作業員A	作業	作業	作業	作業	休日	休日	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	22	8	
作業員B	作業	作業	作業	休日	休日	休日	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	22	8							
作業員C	作業	作業	作業	作業	作業	休日	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	作業	22	6						
作業員D	作業	作業	作業	作業	作業	休日	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	休日	休日	作業	作業	休日	休日											12	5	
3 期 間 目 録	第1週							第2週							第3週							第4週							実績			
月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	8			
日	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
対象者名	祝祭日 最終従事日後の2日間は休日取得日とする 完了日 建国記念の日																															
作業員A	作業	作業	作業	作業	休日	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	24	8							
作業員B	作業	作業	作業	休日	休日	作業	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日														15	5		
作業員C	作業	休日	休日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	16	8	
作業員D	作業員Dは対象日数が全月単位において14日未満のため対象外																															

Q 5 対象者とは誰のことか。

A 5 交替制の対象者とは、施工管理を行う者及び建設現場の直接的な作業を行う労働者のことで、施工体制台帳に記載がある元請け及び下請けの労働者のうち、いずれかの月単位で14日間（休日取得日含む）以上現場従事する労働者とします。

なお、交通誘導警備員は対象外とします。

Q 6 休日率の算定方法はどのようにするのか。

A 6 対象者ごとに休日取得日数÷対象日数で求めた率（（％）小数第2位四捨五入）を合算して対象者の人数で除します。

月単位であれば月単位ごとに算定し、通期であれば対象期間全体で算定します。

A 4の（例）における月単位（1期間目）の休日率算定

対象者	個別休日率	休日率
A	28.6	61.9÷2人 ≒31.0%
B	対象外	
C	33.3	
D	対象外	28.5%以上 達成
計	61.9	

A 4の（例）における通期の休日率算定

対象者	対象日数	休日取得数	個別休日率	休日率
A	28+22+24	8+8+8	32.4	103.2÷3人 =34.4%
B	22+15	8+5	35.1	
C	18+22+16	6+6+8	35.7	
D	対象外			28.5%以上 達成
計			103.2	

(対象工事) 第3条関係

Q 7 どのような場合に交替制工事とするのか。

A 7 広島市水道局が発注する土木工事及び配管工事は「週休2日工事」での発注を基本とし、「週休2日工事」の受注者が、実施方法を「交替制工事」に変更することを希望し、休日の証明方法等について発注者の承諾を得た場合に「交替制工事」として実施することとなります。

(実施方法) 第4条関係

Q 8 交替制を希望する場合の工事打合せ簿にはなにを記載するのか。

A 8 工事着手前に以下のことについて具体的に記載して提出してください。

- ①対象者の休日確保のための施工体制について
 - ②対象者ごとの休日取得日及び現場従事日を証明する方法（提示物）について
 - ③現場代理人が休日取得する際の施工体制及び現場連絡員の連絡先等について
- ※これらの事項について、発注者の承諾が得られるまでは現場着手出来ません。**

Q 9 施工計画書にはどのようなことを書くのか。

A 9 A 8で承諾を得た内容を施工計画書の(18)法定休日・所定休日(週休2日の導入)に記載してください。

Q 10 当初から「月単位」ではなく「通期」として実施してもよいのか。

A 10 当初から「通期の交替制」として実施することは認められません。
「月単位の交替制」として実施に取り組み、やむを得ず達成できなかった場合に「通期の交替制」の実施に移行することとなります。

(実施報告) 第5条関係

Q 1 1 休日率の確認はどのように行うのか。

A 1 1 監督員は、施工中の各月単位の21日目を目途に受注者から提出される対象者の休日取得実績、月単位の残期間の休日取得予定日を記入した「休日取得状況表(R6.10)」及び受注者が提示する資料により、前月単位の「月単位の交替制」の達成状況と当該月単位の「月単位の交替制」の達成見込みを確認し、達成の可否により「通期の交替制」への移行について判断します。

なお、施工期間途中において発注者が休日取得状況の確認を求める場合には、受注者は確認できる資料の提出または提示に応じなければなりません。

Q 1 2 現場閉所日（休工）はどう扱うのか。

A 1 2 対象者の休日取得日とします。

Q 1 3 工期変更となった場合、対象期間はどうか。

A 1 3 工期変更した場合は、必要に応じて対象者ごとの対象期間を変更してください。

(経費等の補正) 第6条関係

Q 1 4 必ず設計変更するのか。

A 1 4 「週休2日工事」と「交替制工事」は補正対象及び補正係数が違うため、必ず設計変更します。実施方法を変更した時点で「月単位の交替制」を達成したものとして変更契約をします。

また、「月単位の交替制」が達成できず「通期の交替制」を達成した場合には、最終変更契約時に「通期の交替制」に応じた補正係数に減じて設計変更を行ない、「通期の交替制」も達成できなかった場合には、交替制補正無しとして設計変更を行います。

Q 1 5 設計変更すると減額となるのか。

A 1 5 「交替制工事」は、機械経費（賃料）・共通仮設費率が補正の対象外であり、補正係数も異なるため、「月単位の交替制」を達成しても減額となります。

Q 1 6 複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。

A 1 6 休日率の達成状況により設計変更するため、最終変更契約時において「月単位の交替制」が達成できなかった場合に実績に応じた設計変更を行います。ただし、施工途中で「月単位の交替制」が達成できず、「通期の交替制」に移行した場合は、移行年度に「通期の交替制」の補正率に設計変更し、最終変更契約時に「通期の交替制」が達成されていない場合は補正無しとして設計変更を行います。

Q 1 7 最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。

A 1 7 最終変更時点の実績による休日率をもとに受注者と発注者で協議のうえ、工事完了日までの見込みにより設計変更を行います。

なお、受注者は工事完了後は速やかに対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料の提示又は提出に併せて「休日取得状況表（R6.10）」を提出してください。

Q 1 8 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。

A 1 8 補正対象となります。

Q 1 9 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。

A 1 9 仮設材の賃料は、補正対象となりません。

Q 2 0 水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。

A 2 0 水道用資材等価格調査業務により決定している不断水T字管(耐震型)の設置費、不断水挿入管路断水器の設置費、視覚障害者誘導標示(溶融式)(シート式)設置費を市場単価に準じて補正対象としています。

Q 2 1 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。

A 2 1 基準額に交替制以外の補正係数及び週休2日交替制の補正係数を乗じ端数処理(10円未満切捨て)します。

- (例) 条件：・普通作業員
・夜時間制約(夜1)
・月単位の交替制達成

補正後の労務費

$$\begin{aligned} &= \text{労務単価(基準額)} \times \text{時間的制約補正} \times \text{夜間補正} \times \text{月単位の交替制補正} \\ &= 18,300\text{円} \times 1.14 \times 1.5 \times 1.04 \\ &= 32,544.72\text{円} \Rightarrow 32,540\text{円(端数処理)} \end{aligned}$$

Q 2 2 見積りは補正対象となるのか。

A 2 2 歩掛見積りは補正対象となりますが、単価(金額)見積りは補正対象としません。

Q 2 3 「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。

A 2 3 「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。(例：家屋調査費(事前調査費)、鉄筋探査等)

Q 2 4 災害や事故等により行った工事現場での作業は補正係数の対象となるか。

A 2 4 災害や事故等により行った工事現場内の作業については、当該工事において設計変更により計上する場合は補正の対象となります。

Q 2 5 休日率達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。

A 2 5 次のとおり選択してください。

達成実績	積算システム週休2日補正
月単位	補正あり（交替制通期+月単位）
通期	補正あり（交替制通期）
未達成	補正なし

（工事成績評定）第8条関係

Q 2 6 交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。

A 2 6 「月単位」又は「通期」の交替制を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。

【監督員用】

（考査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理）

施工計画書に基づき週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。

上記事項で評価する。

【工事担当課長用】

（考査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理）

週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。

上記事項で評価する。

（アンケート調査等）第9条関係

Q 2 7 アンケートの提出は必須ではないのか。

A 2 7 発注者が依頼した場合のみとなります。

(施工実績) 第 11 条関係

Q 2 8 評定の対象とならないものとはなにか。

A 2 8 工事完成時の請負金額が 2 5 0 万円未満の工事及び管理者が評定について必要でないと認めた工事のことです。

なお、週休 2 日の対象工事として発注していない工事は実績とはなりません。

Q 2 9 「週休 2 日交替制工事実績証明書」は必ず発行するのか。

A 2 9 評定を行わない工事において、検査合格後に受注者が希望する場合に発行します。

(その他)

Q30 「交替制」と「週休2日」の違いはなにか。

A30 「週休2日」が「現場」を対象としているのに対して「交替制」は「人」を対象としており、「対象期間」や「休日」の考え方及び管理方法が違います。主な違いは以下のとおりです。

項目	週休2日	交替制
実施方法	月単位 (未達成で通期に移行)	月単位 (未達成で通期に移行)
達成判定	原則、土日に現場閉所し、対象期間の現場閉所日実績で判定	対象者ごとの対象期間における休日取得率を平均した休日率で判定 (28.5%以上で達成)
労務費補正	○	○
機械経費(賃料)補正	○	×
共通仮設費率補正	○	×
現場管理費率補正	○	○
市場単価補正	○	○
土木工事標準単価	○	○
水道用資材等価格調査業務による工事費の補正	○	○
適用要領の変更	週休2日交替制 に変更可	変更不可

○：補正あり、×：補正なし